

《参考資料》

◎ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の

強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

◎ 第三次「子ども読書活動推進基本計画」の概要

1. 第三次子ども読書活動推進基本計画とは

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、今後おおむね5年(H25～29年度)にわたる国の施策の基本方針と具体的な方策を明らかにするもの。

2. 基本的方針

- ① 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組
 - ・ 家庭、地域。学校が担うべき役割の明確化
 - ・ 国、地方公共団体、民間団体等が連携を図りながら子どもたちが読書に親しむ機会を提供
- ② 子どもの読書活動を支える環境を整備
 - ・ 読書環境の地域格差の改善
 - ・ 読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備
- ③ 子どもの読書活動に関する意義の普及
 - ・ 読書活動の意義の普及に努め、社会的気運の醸成を図る

3. 子どもの読書活動の推進のための方策

① 家庭

◆ 家庭での読書の習慣づけ

- ・ 理解の促進
- ・ ブックスタート（乳児検診時に、読み聞かせ方法の説明・絵本の配本を実施）

② 地域

◆ 図書館の役割と取組

- ・ 図書館による読書活動に関する情報提供の推進（すべての図書館でインターネット等を活用した情報提供）
- ・ 学校図書館との連携強化
- ・ ボランティア活動の推進（ボランティア登録制度等）

◆ 図書館の機能強化

(1) 公立図書館の整備

- ・ 都道府県 100%、市 98.3%、町 60.1%、村 25.0%
- ・ 未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を考慮し、図書館の設置に努める

(2) 図書館の資料、施設等の整備・充実

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(H24年12月告示)を踏まえ、以下を推進

- ・情報化の推進（オンライン閲覧目録（OPAC）等の導入）
- ・こどもの利用のためのスペース整備（児童室等）
- ・障害のある子どものための諸条件の整備・充実（点字資料、大活字本、録音資料等）
- ・運営状況に関する評価等の実施

◆司書・司書補の適切な配置・研修の実施

③学校等

◆幼稚園、保育所、認定こども園

幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

◆小学校、中学校、高等学校等

(1)学習指導要領

言語に関する能力の育成や人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を充実

(2)読書週間の確立、読書指導の充実

- ・全校一斉読書活動
- ・児童生徒による図書紹介
- ・卒業までの読書目標の設定
- ・障害のある子どもの読書活動の推進

◆学校図書館の情報化

- ・コンピュータの整備、図書情報のデータベース化等

◆司書教諭、学校司書等の人的配置の推進

④民間団体等

◆読書週間等のキャンペーンの実施

◆民間団体等の活動支援（こどもゆめ基金）

◆ボランティアグループ、企業の社会貢献活動

⑤普及啓発活動

◆「子ども読書の日」（4月23日）

◆「文字・活字文化の日」（10月27日）

◆優れた取組の奨励

- ・優れた実践をしている学校、図書館、民間団体、個人を表彰
- ・家庭ふれあい読書（家読）等の推進

◆優良な図書の普及

児童福祉文化財として推薦される優良図書を図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等に配布

◎ いばらき子ども読書活動推進計画（第三次推進計画）の概要

1. 基本的な考え方

法律及び国の基本計画に基づき、第一次、第二次の取組と課題、子どもたちを取り巻く社会環境の変化等を踏まえるとともに、県図書館協議会や同生涯学習審議会及び社会教育委員会議での協議を経て改定。

○計画期間：平成 27 年度からおおむね 5 年間

2. 基本の方針

社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、積極的にそのための環境づくりに努めます。

① 読書活動を支える環境の整備

・こどもの自主的な読書活動の推進のため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、その他諸条件の整備・充実に努めます。

② 県立図書館と市町村立図書館等の連携

・県立図書館は、市町村立図書館等に対して業務相談やモデルとなる事業を実施するなど、支援を行いながら県内図書館の中心的機能の役割を果たします。

③ 学校における読書活動の充実

- ・小中学校においては、「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を推進するとともに、国語の授業と関連させた読書の取組や、各教科等の学習活動をとおした読書活動を推進し、読書の質・量両面の充実に努めます。
- ・高等学校においては、各教科や特別活動、総合的な学習の時間、進路指導など様々な教育活動を通して読書活動を推進します。
- ・特別支援学校においては、子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等に努めます。

3. 子どもの読書活動の推進のための方策

① 家庭における子どもの読書活動の推進

- ・読書活動への理解促進・情報提供
- ・家庭教育支援資料の有効活用
- ・ブックスタートや家読の推進

② 地域における子どもの読書活動の推進

- ・優良児童図書蔵書の蔵書拡充（県立図書館において、今後 10 年間で 45,000 冊を購入予定）
- ・公立図書館における中・高生向けコーナーの設置推進

- ・ こどもの読書活動を支える方々（司書、司書教諭、学校図書館担当職員、ボランティア等）の研修会の実施
- ・ 各施設間の連携協力の強化
- ④ 学校等における子どもの読書活動の推進
 - ・ 国語科をはじめとする各教科等の指導と関連させた読書指導の工夫や充実（質・量両面の充実）
 - ・ 司書教諭や学校司書等担当職員の研修の充実
 - ・ 読書活動推進に関する校内研修等による全職員の共通理解の促進
 - ・ 公立図書館等の関係機関との連携による学校図書館の環境整備及び読書活動の推進

4. 数値目標の設定

数値目標を設定し、その達成状況を把握しながら計画の進行管理を行う。

公立図書館における児童一人あたりの貸出冊数		市町村のブックスタート事業の実施数		市町村の「子ども読書活動推進計画」策定数	
H25 年度	H31 年度	H25 年度	H31 年度	H25 年度	H31 年度
8.5 冊	9.1 冊	29 市	32 市	22 市	32 市
		4 町村	8 町村	3 町村	8 町村

※国の基準に従い、市は 100%、町村は 70%以上を目指す